

INFORMATION

国保財政に赤信号！ 国民健康保険税が引き上げられました

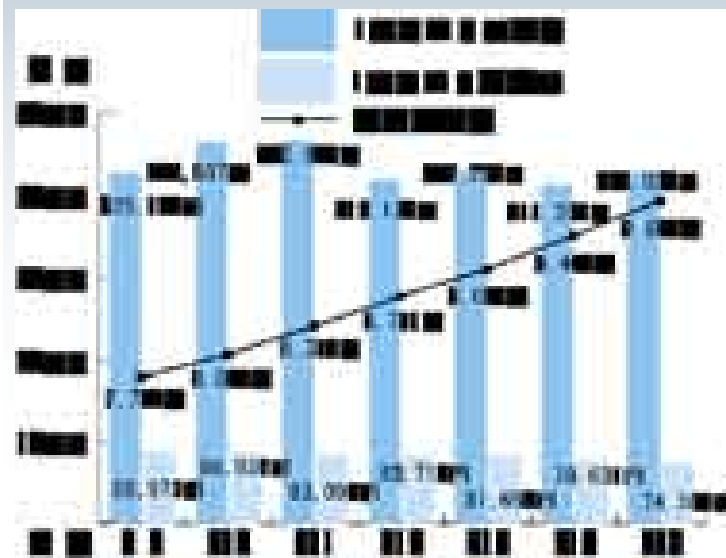
1人当たり改定率 13.4% …医療費の増大に対処

増え続ける医療費
滑川市の国保被保険者一人当たり医療費は、平成12年度に介護保険制度が創設された時に一時的に下がっていますが、その後は増加傾向にあり、今後とも高齢化が進む中で増加していく見込みです。

厳しい財政事情
国保会計は、加入者の皆さんから収入に応じて納めていただく保険税と国庫補助金等で医療給付を行っています。近年の急速な高齢化の進展や医療技術の高度化等により、医療費は増加する一方、経済活動の低迷や就業構造の変動により保険税が減少し、厳しい財政運営になっています。

“幸福な家庭と健康な笑顔”はすべての人の共通の願いです。国民健康保険制度は、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献しています。

滑川市国保の被保険者数・1人当たり医療費・1人当たり保険税



<参考>
平成14年度 富山県平均の1人当たり医療費 435,165円
富山県平均の1人当たり保険税 84,402円

国保加入者の状況
平成14年度の保険制度改革により、従来満70歳で老人保健医療制度に移行していたものが、満75歳まで国保制度のまま保険給付を行うことになったこと、また、近年の経済情勢によるリストラによる加入、フリーターの加入が多くなっています。

国保を支える保険税
保険税は国保制度の根幹となる大切な財源です。そのため、納め忘れや滞納が続くと他の被保険者の負担を大きくするだけでなく、全体の運営に影響を及ぼします。国保は、皆さんで支え合って健康を守る制度であることをご理解いただき、国保税の納期限内の納付にご協力願います。

税率等の改正内容

<医療分>

所得割…世帯の収入に応じて計算
100分の7 → 100分の8.3
均等割…加入者数に応じて計算
1人 21,600円 → 27,500円
平等割…1世帯にいくらかと計算
1世帯 22,800円 → 28,000円

<介護分>

所得割…100分の0.8 → 100分の1.2
均等割…1人 3,500円 → 5,500円
平等割…1世帯 4,500円 → 5,500円
*介護分は2号被保険者(40歳以上65歳未満)にかかります。

問合せ先 保険介護課 (内線383)

INFORMATION

平成16年度 第1号被保険者(65歳以上の方)の 介護保険料および納期のお知らせ

平成16年度の第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料および納期は次のとおりとなります。

保険料 介護サービス費用に基づき算定される、65歳以上の方の月額基準保険料は4,061円となります。

	年額保険料	基準額に対する割合	区分
第1段階	19,500円	基準額×0.4	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯
第2段階	34,100円	基準額×0.7	世帯全員が住民税非課税
第3段階	48,800円	基準額	本人が住民税非課税
第4段階	60,900円	基準額×1.25	本人が住民税課税(合計所得金額200万円未満)
第5段階	70,700円	基準額×1.45	本人が住民税課税(合計所得金額200万円以上250万円未満)
第6段階	85,300円	基準額×1.75	本人が住民税課税(合計所得金額250万円以上)

保険料の納期 保険料の納付方法には、年金から天引きする特別徴収と窓口で納付する普通徴収がありますが、その納期は次のとおりとなります。

特別徴収 (年金額が年額18万円以上の方は、年金から天引き)	普通徴収(左記以外の方)
4月・6月・8月・10月・12月・2月 仮徴収	7月・8月・9月・10月・12月・2月

- 注：1 平成15年度以前から特別徴収をされている方は、平成16年2月に徴収された金額と同額が4月・6月に「仮徴収」として差し引かれます。8月分は徴収額を均等にするための調整があるので、4・6月分と額が異なる場合があります。10月・12月・2月分は16年度の介護保険料(年額)から4月・6月・8月で納めた額(仮徴収分)を差し引いた金額を3回に振り分けた額を納付します。
- 2 平成15年度中(ただし、平成16年2月まで)に65歳になられた方や転入された方は、普通徴収該当者となり7月からの徴収となりますが、10月から特別徴収該当者に変更となる可能性があります。
- 3 平成16年3月以降、65歳になられた方や転入された方等は、今年度中は全て普通徴収該当者となります。

介護保険料の通知方法等

特別徴収対象者には介護保険料決定通知書、普通徴収対象者には介護保険料納入通知書(口座振替届を出されている人には介護保険料決定通知書)を7月中旬に送付します。

口座振替のお勧め

市では、普通徴収該当者の方に、介護保険料の支払いに便利な口座振替の手続きをお勧めしています。他の税目などで、すでに口座振替を行っている方でも、介護保険料口座振替の追加登録が必要となります。問合せ先 税務課(内線233、234)

印鑑登録申請
の確認方法が
一部変わりました

虚偽申請防止のため、申請者本人または代理人本人の確認をさせていただくことになりました。仮登録をされた場合、滑川市から郵送された場合同答書と、次のどれかを合わせて持参されるようお願いいたします。

★本人が回答書を持参される場合：左記のいずれかひとつ
各種健康保険の被保険者証・各種年金手帳・学生証・会社等の身分証明書・各資格者証等・その他これらに準ずると認められる本人確認のできる書類

★代理人が回答書を持参される場合：左記(1)・(2)の両方
(1)申請者本人の場合の書類のいずれかを預かって持参してください。(コピーは不可)
(2)代理人本人の運転免許証・旅券・住基カードその他官公署が発行したもの。または、その他これらに準ずると認められる本人確認のできる書類

▼問合せ先 市民課(内線312)